

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） 2024年10月1日以降における変更点のご案内

要件が緩和され、より利用しやすくなりました。

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）には2つのメニューがあります。

就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下記メニューに該当する取組を実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることができます。

成長分野メニュー

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に雇入れ



雇用管理改善
or 能力開発

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの。

人材育成メニュー

人材開発支援助成金を活用した訓練



5%以上の賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの。

2つのメニューに共通した見直し

対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を見直しました。

見直し前	見直し後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同等以上の職業能力を有する場合や、過去10年間に5年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

人材育成メニューの見直し

公的職業資格の取得を目的とした教育訓練（教育訓練給付の指定講座に限る）であれば、50時間未満の訓練も対象とすることとしました。

見直し前	見直し後
実施する教育訓練は50時間以上の訓練であること。	実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格※の取得を目的とした教育訓練は50時間未満の訓練でも対象とすること。

※公的職業資格とは、資格又は試験等であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものです。具体的には、普通自動車第2種運転免許等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格等が該当します。

※人材開発支援助成金の活用が要件となりますので、教育訓練の経費は全て事業主負担となります。

教育訓練給付の指定講座は、以下の専用サイトから探すことができます

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>）